

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第718号

2015年(平成27年)3月12日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

所管する情報処理システムの運用管理に係るコンピュータ処理
について(答申)

2015年2月23日付けで諮問(第718号)された所管する情報処理システムの運用管理に係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至る経過

本市では、インターネットを活用して自宅やオフィスから安心して行政手続を行うことができる電子自治体の取り組みを推進し、市民の負担軽減や利便性の向上を図るとともに、神奈川県及び県内30市町村(横浜市、川崎市、横須賀市を除く。)と電子自治体共同運営サービスを進めている。

この電子自治体共同運営サービスにおいて利用している電子申請システムは、2005年3月9日付け藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第139号で承認されており、現行システムへのシステム更新の際には、そのシステムのコンピュータ利用について、2009年11月27日付け藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第417号で承認されている。

今回、2015年のシステム更新にあたり、その内容について変更が予定されているため、次期電子申請システムでのコンピュータ利用について諮問するものである。

(2) 次期電子申請システムの変更点について

現行システムについては、次世代電子自治体推進企業コンソーシアムがシステムの運営を行っているが、次期システムについては、別の事業者が新たにシステムの運営を行う。

(3) コンピュータ処理の必要性について

ア この電子申請システムを利用するにあたり利用者は申請を行う自治体ごとに、利用者規約に同意し、本人の利用者情報を登録する。登録を行った利用者には利用者IDが交付され本人が指定したパスワードとあわせてログインすることで、システムを利用することが可能となる。

総合的かつ汎用的な受付事務を電子的に行うことで、市民の利便性の向上を図るとともに行政事務の効率化を進めることができることとなることから、コンピュータ処理を行う必要性がある。

イ 電子申請システムで取り扱う個人情報について

(ア) 利用者登録情報

利用者は、申請を行う自治体ごとに利用者規約に同意し、本人の利用者情報を登録する。また、利用者情報の登録は本人確認の手段であって、この利用者情報を他の用途に使用しない。

- (a) システムの利用者登録情報は各自治体ごとに管理する。
- (b) 利用者はシステムの利用に当たり申請・届出を行うそれぞれの自治体ごとにあらかじめ本人としての利用者登録を行う。
- (c) 利用者が登録した個別の情報は、登録先の自治体以外の自治体は参照・修正ができない
- (d) 実施機関は利用者の個人情報として氏名・住所・メールアドレスを収集する。

(イ) 申請書情報

- (a) 申請書情報は各自治体ごとにデータベースに格納・管理する。
- (b) データベースに格納された申請書情報は、申請先の自治体以外の自治体は参照・修正できない。
- (c) 各自治体の担当者は審査等を行う際に担当事務の申請書情報に限りアクセスすることができる。
- (d) システム利用者は必要に応じ申請の審査状況等をシステムに照会することができる。

(4) システムの安全性について

ア ネットワーク

電子申請システムは利用者側が通信するインターネットからのセキュリティがF/W(ファイアウォール)等により十分に確保され、インターネット通信はSSLを利用した暗号化により情報の外部漏えいを防ぐ。

職員は専用回線の総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用し、システムのログインにはF/Wによるセキュリティが確保され、L

GWANについても暗号化が図られ、LGWANと庁内の情報系ネットワークの接続についてもF/Wによるセキュリティ管理が行われる。

イ 施設要件

次期システムのインターネットデータセンター施設は「情報システム安全対策基準」への適合及び「LGWAN-ASP」の必要条件を満たしており、現行システムの施設要件とセキュリティ上同等のものとなっている。

ウ 管理基準

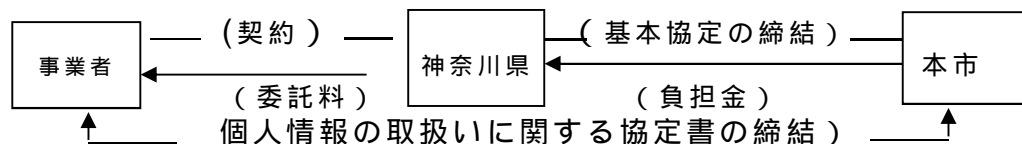
現行システムと同様に、次期システムについても、サービス提供事業者のセキュリティポリシーが管理基準となっている。

運用・保守業務は国際標準規格のITILに基づき構築し、SLM(サービスレベルマネジメント)を行っている。SLMについては、ISO9001に適合するよう管理策を構築し、運用・保守業務に係る個人情報保護対策及び情報セキュリティ対策については、ISO15001とISO/IEC27001(ISMS)に基づく体系的な管理策を構築している。また、プライバシーマーク制度の使用許諾事業者認定も取得している。

以上のことから、現行システムの管理基準と同等のものとなっている。

エ 契約方法

現行システムと同様に、次期システムについても、システムを運営する事業者と神奈川県が提供委託業務契約を締結して運用し、本市は神奈川県と協定を締結し、システムの利用を行う。また、本市はシステムを運営する事業者と個別に個人情報の取扱いに関する協定書を締結し、個人情報を適切に管理するよう指導監督を行う。



(5) 実施年月日

2015年4月1日

(6) 提出資料

ア 資料1 神奈川電子自治体共同運営サービス電子申請システム提供委託業務契約書

イ 資料2 神奈川電子自治体共同運営サービス電子申請システム提供委託業務契約書特記事項

ウ 資料3 神奈川電子自治体共同運営サービス電子申請システム提供委託業務仕様書

エ 資料4 神奈川電子自治体共同運営サービス電子申請システム共同利用に関する協定書

- オ 資料 5 神奈川県電子自治体共同運営サービス電子申請システム提供委託業務における個人情報の取扱いに関する協定書
- カ 資料 6 神奈川県電子自治体共同運営サービス電子申請システム提供委託業務における個人情報の取扱いに関する協定書特記事項
- キ 資料 7 重要情報保護措置の内容について
- ク 資料 8 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

コンピュータ処理を行うことについて

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

この電子申請システムを利用するにあたり利用者は申請を行う自治体ごとに、利用者規約に同意し、本人の利用者情報を登録する。登録を行った利用者には利用者IDが交付され本人が指定したパスワードとあわせてログインすることで、システムを利用することが可能となる。

総合的かつ汎用的な受付事務を電子的に行うことで、市民の利便性の向上を図るとともに行政事務の効率化を進めることができることとなることから、コンピュータ処理を行う必要性がある。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性は認められる。

(2) 安全対策について

実施機関では、以下の安全対策を講じている。

ア システムの安全性について

(ア) ネットワーク

電子申請システムは利用者側が通信するインターネットからのセキュリティがF/W(ファイアウォール)等により十分に確保され、インターネット通信はSSLを利用した暗号化により情報の外部漏えいを防ぐ。

職員は専用回線の総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用し、システムのログインにはF/Wによるセキュリティが確保され、LGWANについても暗号化が図られ、LGWANと庁内の情報系ネットワークの接続についてもF/Wによるセキュリティ管理が行われる。

(イ) 施設要件

次期システムのインターネットデータセンター施設は「情報システム安全対策基準」への適合および「LGWAN-ASP」の必要条件を満たしており、現行システムの施設要件とセキュリティ上

同等のものとなっている。

(ウ) 管理基準

現行システムと同様に，次期システムについても，サービス提供事業者のセキュリティポリシーが管理基準となっている。

運用・保守業務は国際標準規格の ITIL に基づき構築し，SLM（サービスレベルマネジメント）を行っている。SLMについては，ISO9001 に適合するよう管理策を構築し，運用・保守業務に係る個人情報保護対策及び情報セキュリティ対策については，ISO15001 と ISO/IEC27001（ISMS）に基づく体系的な管理策を構築している。また，プライバシーマーク制度の使用許諾事業者認定も取得している。

以上のことから，現行システムの管理基準と同等のものとなっている。

(I) 契約方法

現行システムと同様に，次期システムについても，システムを運営する事業者と神奈川県が提供委託業務契約を締結して運用し，本市は神奈川県と協定を締結し，システムの利用を行う。また，本市はシステムを運営する事業者と個別に個人情報の取扱いに関する協定書を締結し，個人情報を適切に管理するよう指導監督を行う。

以上のことから判断すると，安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより，コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上